

令和4年度第1回 福岡県介護保険広域連合
個人情報保護審査会 議事概要

1 開催日時 令和4年9月21日（水）9時55分～11時35分

2 開催場所 福岡県自治会館 102会議室

3 出席委員

○個人情報保護審査会委員（50音順）

狭間直樹会長、高藤基嗣委員、田代多恵子委員、藤村昌憲委員、横大路恵里委員

○広域連合職員

佐竹総務課長、梶間事業課長、嶋添総務課長補佐兼総務係長、

吉田事業課長補佐兼事業推進係長、総務係 屋敷、松隈

4 審議内容

（1）公金受取口座を活用した公金給付の実施及び5年経過に伴う評価の再実施に関する
特定個人情報保護評価（全項目評価）の第三者点検について

《事務局説明①》

事務局から特定個人情報保護評価の概要及び公金受取口座情報に係る概要及び評価書の変更箇所について説明＜全項目評価書、資料1、資料2、資料2-1、資料3＞

【田代委員】

関係ないことですが、マイナポータルでどれくらいの方が口座とリンクさせてあるのか、わかりますか。

【事務局】

国民全体としてですか。

【田代委員】

国民全体としてでも、福岡県下でもいいのですが。

【事務局】

職員レベルでしかわからないですね。

【田代委員】

私も預金口座とリンクさせていますが、私の名前が介護保険に入っているかどうかというのわかりますか。

【事務局】

口座情報を持っているのがデジタル庁なので、デジタル庁にマイナンバーを情報連携させて取りにいかないと分かりません。

【田代委員】

スマホのマイナポータルに口座情報が入っていますが、それはデジタル庁に行っているということですか。

【事務局】

デジタル庁に行っています。申請毎にその口座情報を利用していいという意思表示があれば、こちらがマイナンバー連携して情報を取りに行つて、初めて分かることとなります。本人の同意がなくて取りに行くことはないです。

【田代委員】

中間サーバーで、職員が色々入手すると書いてありますが、本サーバーはどこにあるのですか。

【事務局】

中間サーバーまでは広域連合のシステムです。中間サーバーを経由して国が運営する情報ネットワークシステムに繋いで、そこからデジタル庁が保管している公金受取口座にアクセスして、各自治体が口座情報を取得することとなります。

【田代委員】

本サーバーというのは、デジタル庁の方にあるということですか。

【事務局】

そうです。

先程、事務局から説明がありましたが、各給付金の申請毎に、「公金口座を利用しますか」というご案内をするというご説明をしましたが、国の方でも動きが少し変動している部分がございます。

一度1つの手続きについて、「公金口座受取を利用します」という本人の意思表示があれば、再度確認しなくても公金口座を利用できるように変更する議論がされているような状況でありますので、補足しておきます。

《事務局説明②》

審査の観点(1)～(7)について説明<全項目評価書、資料2>

【狭間会長】

パブリックコメントは、ホームページで行ったのですか。

【事務局】

ホームページで行いました。

【狭間会長】

資料とかも掲載されたのですか。

【事務局】

この評価書を出していました。

【狭間会長】

意見はなかったということですね。

【事務局】

そうです。

【狭間会長】

(1)～(6)は妥当、(7)は適合ということでよろしいでしょうか。

【委員一同】

はい。

《事務局説明③》

審査の観点(8)について説明<全項目評価書、資料2、資料2-1>

【狭間会長】

再委託はないということですか。横大路委員の会社ということになりますか。

【横大路委員】

今の介護保険の運用委託は、九州日立システムズという弊社のグループ会社の方になります。そこが受託していて、それから先の再委託はないということです。

【狭間会長】

別のところに委託していることはないですか。

【横大路委員】

運用、保守においてはいいです。ここでは、法改正に関しては、許可を取った上で、再委託をする場合があるということですね。

【事務局】

実績としてはいいです。

【狭間会長】

どこかの市役所で、知らないうちに委託をしていたということがありましたが。

【横大路委員】

委託する場合は、事前に申請して許可いただいた上でないと、基本は再委託できないという取扱い規定になっています。

【高藤委員】

今のところ、概要等には「再委託を行っているが」と書いてあるのですが、再委託はしていないということですか。

【狭間会長】

再委託はしていませんね。

【高藤委員】

再委託を行うことがあるという意味ですか。「再委託をすることがあるが、再委託承認申請において妥当性を確認した上で、承諾するようにしている」という意味ですか。

【狭間会長】

概要等のところは、「再委託を行っているが」とありますね。この場合に関してはですね。資料の2-1の4頁の一番上のところですね。

【事務局】

申し訳ありません。そうですね。「行っているが」と書いておりますが、行っていないということですね。

【横大路委員】

「行う場合があるが」ですね。

【事務局】

そうですね。

【高藤委員】

「許諾している」ではなく、「許諾することとしている」ということですね。

【狭間会長】

「許諾を予定している」ということですね。

【横大路委員】

行う場合は、申請で妥当性を確認した上で許諾しているということですね。

【高藤委員】

「概要等」は全項目評価書の中では特には出てこないですね。

【事務局】

「概要等」は、出てこないです。

【狭間会長】

委託している会社は、九州日立システムズさんともう一つアリーナ・プロフェッショナルさんがあるのですか。どうやって役割分担しているとかありますか。

【事務局】

基幹システムの介護保険の事務に直接関わるシステムについては、九州日立システムズさんの方をお願いしています。その周辺部分の直接基幹システムと連携を取って、職員の業務の効率化とかに関するシステムについては、アリーナ・プロフェッショナルさんの方で契約している状況です。

【狭間会長】

業務の効率化、具体的にどんなものでしょうか。

【事務局】

例えば、住民の方の個人情報が入っているようなシステム、要介護認定の申請データでしたり、給付実績の集計ですとかそういうところは九州日立システムズさんの方で運用していただいている状況です。

アリーナ・プロフェッショナルさんの方は、職員が業務上必要となるもの、簡易的なツールとかを作成していただいています。情報集計ツールのようなイメージですね。統計的なものとかそういうものをお願いしています。

【狭間会長】

委託先を決めるときも、全部入札ですか。

【事務局】

当初のシステムを導入する段階では入札ですね。

【狭間会長】

アリーナ・プロフェッショナルは福岡の会社ですか。

【事務局】

そうですね。福岡に支店があります。

【狭間会長】

先程、田代委員がご指摘された中間サーバーというのは、国のということによろしいですか。

【事務局】

厳密に申し上げますと、中間サーバーは国が用意したものではありません。

各自自治体に中間サーバーに接続するための端末を各自用意して、そこで国が用意したものを見に行くような感じです。

管理運用に係るコストとか一部各自自治体が負担しています。共同で運営している状態になります。

【田代委員】

そうしたら、今、詐欺とかでフィッシングがあっていますが、例えば広域連合がフィッシングにあった場合は、国に本サーバーがあるので、それは関係ないということもないでしょうけど。大丈夫ということですか。

【事務局】

マイナンバーに関してのものであれば、国に連絡する必要があるのですが、通常のフィッシング詐欺とかそういうのであれば、マイナンバーのシステムを経由しての報告というのは違うかもしれないです。

特定個人情報の侵害とかあるとすれば、国に報告する体制というのはあります。

【高藤委員】

再委託の件なのですが、評価書の10頁、11頁の特定個人情報ファイルの取扱いの委託のところで、「介護保険の運用・保守業務は再委託しない」というのに対して、「法改正等に伴うシステム改修は再委託する」となっているのは、理由があるのでしょうか。

【事務局】

運用・保守に関しては、SEさんに事務所の方に常駐していただいています。直接システムを扱って操作していただくようなイメージになりますので、再委託は基本的に禁止しているということになります。

【高藤委員】

法改正の改修の方は、常駐ではなくて、会社自体に依頼するので、会社が更に委託するということも認めていいじゃないかということですか。

【事務局】

そうですね。今、契約させていただいているのが、九州日立システムズさんですので、九

九州日立システムズさんのパッケージシステムを導入しています。全国の九州日立システムズさんが用意した介護保険システムを各自治体が採用して共同で使って運用しているような状況になりますので、九州日立システムズさんの会社の本体が開発したものが法改正、バージョンアップとして取り入れられますので そちらについては本体の中で、どういった方が関わっておられるかというのもございますので、そこに関しては、再委託も申請をいただいた上で承諾するような状況です。

【高藤委員】

細かいですけど、8番の許諾方法というところで、「審査の上、許諾している」とあるんですけど、実際は、まだ、審査の上、許諾したことがないということですか。

【事務局】

現時点の契約においては、ないです。

【高藤委員】

審査の上許諾する方向であるとの趣旨ですか。

【狭間会長】

先程のところの記載の表現の仕方ですか。

【高藤委員】

そうです。

【狭間会長】

8番も妥当ということよろしいでしょうか。

【委員一同】

はい。

《事務局説明④》

審査の観点(9)(10)(11)について説明<全項目評価書、資料2、資料2-1>

【狭間会長】

使われている古くなったパソコンは、どうやって処分するのですか。物理的に、業者に任せているのですか。

【事務局】

そうですね。業者ですけれども物理破壊していただいた上で、廃棄証明書をいただいているような状況です。

【狭間会長】

基本的に連合が持っている情報をUSBでどこかに外部に持ち出すことはないということですか。

【事務局】

それぞれのパソコンにデバイスの制御をかけておりますので、あらかじめ登録されたUSBとかでないと使用できないことになっております。

【田代委員】

各支部との関係ですが、広域連合の本部はきちっとリスク管理なさっていますが、支部は中間サーバーを扱うことはまずないのですか。本部の職員が電算機のあるところだけでするのですか。

【事務局】

一部マイナンバー特定個人情報を扱うのは支部ではあるのですが、係長以上であらかじめ登録された方しか、閲覧することができないような制限はかけています。

【田代委員】

「マイナンバーを登録しない」という方は、リスクを一番おそれてあると思うのですが、極端なことを言えば、「国外に行ったりとか中国に委託しているのではないか」とか情報を聞きますので、そこをきちっとされることと、これを使う人が今説明していただいたところはきちっとしてあるのですが、やっぱり何度も何度も委託業者さんの常駐の人も含めて、研修というのは必要だと思うのですが、eラーニングだとどうしても個人の主観になってしまうので、難しいかなとも思いますので、きちっとしていかないといけないかなと思います。

【事務局】

支部にいた経験からですが、支部においてマイナンバーのやり取りは、事務長の仕事です。下の人にはさせない。マイナンバーを入れたり出したりするのは、基本的に事務長がしていました。先程、係長以上の職員のみが閲覧できると説明がありましたが、係長は支部でマイナンバーを使って業務をやるということはない。入力するだけなので、事務長の仕事として、限定してやっていました。やはり末端まで誰でもがするような仕事とはせず、限定した責任者が責任をもってやるということにしていました。

支部は外にあるので、ご不安なところもあるかと思いますが、そういう意味ではきちっと総務課でコントロールをして電算に関しては意識づけをしていこうと思っています。

【狭間会長】

3年間、特に情報漏洩はないということでありましたけれど、攻撃されたとかそれが疑われるような妙な動きがあるとか、サイバー攻撃が疑われるケースがあったとかは。

【事務局】

最近ちょっと多くなったのが、ウクライナの紛争が始まってからメールの関係でかなり巧妙に偽った形で実際いらっしゃる方からのメールで、過去に送受信したものをコピーして偽って送ってくるというのが、かなり増えました。そこで、対策としてそういったメールが来た時には、LANケーブルを抜くこと。ちょっとおかしいなと思ったら、アドレスがいつもと違ったり、メールの表題が何年か前の表題になっていたというそういった場合は、まずLANケーブルを抜いていただいて、通信できないような状態で確認していただいて速やかに削除して、私は事業推進係という電算を担当している係なのですが、私の係の方にご一報をいただいて、そういった対策を講ずると。ちょっとでも疑いがあれば先方に本当に送られたか電話で確認を取った上で、本当であれば返信する。そうでなければ

ば削除するという対策を取っています。

【狭間会長】

誤作動を引き起こすようなものが入っているのでしょうかね。

【事務局】

「Emotet」というウイルスで、乗っ取り系ですね。

【狭間会長】

今のところ仕組みは、細かく作られているようですね。

【藤村委員】

6頁の34番になるのですが、「登録したユーザIDのみがアクセスでき、ユーザIDごとに業務に必要な機能のみに権限を付与している」とありますが、ある程度ここから先は触れないと分けていらっしゃると思うのですが、具体的にどういう権限、どういう分け方をされているのですか。

【事務局】

各業務ですね。給付係であれば、給付に係る業務だけしか権限がないと。認定係であれば認定に関するものでしかない。先程申しましたマイナンバーの特定個人情報を閲覧する機会があるところであれば、閲覧する権限のある方を設定して、個人名まで登録させていただいております。業務によって権限を分けています。

【藤村委員】

そういう方々は何名しか扱えないということですか。

【事務局】

全て扱えます。

【藤村委員】

個人情報を扱える人です。

【事務局】

業務上必ず必要だという人だけですね。そういう方々が登録していて改めていくという感じですね。

【田代委員】

パブコメをされたということですが、どこまで出されたのですか。

【事務局】

評価書の方を出しました。

【横大路委員】

システムの方は、それぞれの措置ということでベンダーの立場である程度わかっているのですが、運用の観点で逆に紙の申請届出がまだあるということで、その保管は基本的に公共機関での文書保管の期限に基づいたところでの処理になっていると思うのですが、だいたい保管期限というのはどれくらいですか。届出の種類によって違うと思うのですが。

【事務局】

保管期限につきましては、文書の管理規定がございますので、それに定められ保存期間に応じて保管して、それが過ぎたら破棄するという形にしています。

【横大路委員】

だいたい何年くらいですか。

【事務局】

支払いに関するもので5年くらい。だいたいそれくらいになっています。

【横大路委員】

5年サイクルになっているものが多いですね。

【事務局】

基本的に行政の文書の多くは5年と定められている。つまり、永遠に持ち続けるとリスクが増えるので、5年で処分。その先何かがあるかもしれませんが、処分することで個人情報を守るという観点からほとんどの資料が5年です。

【狭間会長】

それでは、(9)(10)(11)についても妥当ということによろしいでしょうか。

【委員一同】

はい。

《事務局説明⑤》

審査の観点(12)について説明<全項目評価書、資料2>

【質疑なし】

【狭間会長】

(12)についても妥当であるということによろしいですね。

以上、12点すべての項目について、審査が終わりました。すべての項目で適合性及び妥当性いずれもあるということになりました。

第三者点検について、審査会としての意見は、「特定個人情報保護評価書に記載された評価について、個人情報保護委員会が規定する特定個人情報保護評価指針等に照らし合わせ確認した結果、適合性及び妥当性について適当であると認める。」という結論によろしいでしょうか。

【委員一同】

はい。

【狭間会長】

それでは、この特定個人情報保護評価書の、適合性及び妥当性については適当であると認めるということで、答申書及び評価書の「第三者点検」の結果の記載内容につきましては、私にご一任いただきたいと思います。

(2) 国の個人情報保護制度の見直しについて（報告）

《事務局説明》

概要について説明＜資料4＞

【狭間会長】

この審査会としては、今後どんな課題になりそうですか。見通しは。

【事務局】

基本的には資料の2頁目、見直し後のところに新個人情報保護法というものが国にも地方公共団体にも民間事業所にも適用されます。この法律に沿った条例を作っていくのですが、「条例による必要最小限の独自の保護措置を許容」という、法律に基づく条例とはいえ、独自の保護措置を許容する部分もあって、そこを点検していただく、条例そのものも見ていただくことになるのですが、独自に広域連合ではこういったことを行いますというものが個人情報保護の観点から妥当かどうかというご意見をいただくこととなります。

【狭間会長】

議論としては大きな議論になりますか。

【事務局】

大まかに国が定めているものに基づくものなので、色んな公共団体でバラバラだったものがある程度統一されるのですが、やはり条例なので地方公共団体毎に独自の考え方もった条例を作成することが許されていますので、ある程度広域連合ではこうしたいというのがいくつか出てくるのではないかと思います。

(3) その他

情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について、資料5をホームページに公表していることを事務局から報告。

5 今後のスケジュール

個人情報保護条例の見直しについて、審査会を開催予定のため、近日中に次回の日程調整を行う旨事務局から説明。